

いて準用する第九条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

- ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、設備の一部（第一号に掲げるものを除く。）を設けないことができる。
 - 一 ユニット
 - 二 浴室
 - 三 医務室
 - 四 調理室
 - 五 洗濯室又は洗濯場
 - 六 汚物処理室
 - 七 介護材料室
 - 八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 ユニット 次のとおりとすること。
 - イ 居室 次のとおりとすること。
 - (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下しなければならない。

- (3) 地階に設けてはならないこと。
- (4) 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上（ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上）とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次のとおりとすること。

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (4) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次のとおりとすること。

- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 介護を必要とする者が使用するために適したものとすること。

ニ 便所 次のとおりとすること。

- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するために適したものとすること。

二 浴室 介護を必要とする者が入浴するために適したものとすること。

三 医務室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

四 調理室 次のとおりとすること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

ロ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設け

ることであるとする。

- 5 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
 - 一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とする。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
 - 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 - 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(介護)

第五十二条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第五十三条 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十四条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで及び第四十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十七条第七項」と、第二十四条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十二条まで」とあるのは「第五十二条並びに第五十三条において準用する第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十五条、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで及び第四十八条」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(規則への委任)

第五十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和六十二年厚生省令第十二号)附則第四条第二項(同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第十八条第二項第十六号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたもの(平成十六年四月一日以後に全面的に改築されたものを除く。)については、第十一条第三項第十四号、第三十六条第三項第六号、第四十五条第三項第十四号及び第五十一条第三項第六号の規定は、当分の間、適用しない。

第三条 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。)について第十一条第四項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定を適用する場合においては、第十一条第四項第一号八及び第四十五条第四項第一号八中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

第四条 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホームの建物については、第十一条第四項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)及び第四十五条第四項第九号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、

当分の間、適用しない。

第五条 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第十一条第四項第一号イ及び第四十五条第四項第一号イの規定を適用する場合においては、第十一条第四項第一号イ及び第四十五条第四項第一号イ中「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は二人とし、特別養護老人ホームの整備の状況その他地域の実情を勘案して知事が別に定める条件を満たす場合は四人以下とすることができ」とあるのは、「四人以下とすること」とする。

第六条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第四十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第七条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十一条第四項第九号イ及び第四十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 二 食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合

において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は人居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第十一条第六項第一号、第三十六条第六項第一号、第四十五条第六項第一号及び第五十一条第六項第一号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

第九条 平成十八年四月一日において特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第百七号）附則第二条第二項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームに係る第五十一条第四項第一号ロ③の規定の適用については、同号ロ③中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員の数を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。

第十条 平成十五年四月一日以前に法第十五条の規定により設置されている特別養護老人ホームであつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）第五条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。）第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもののうち、介護保険法第四十八条第一項本文の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、特別養護老人ホーム旧基準第四章の規定の例によることができる。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 訪問介護

第一節 基本方針 (第五條)

第二節 人員に関する基準 (第六條・第七條)

第三節 設備に関する基準 (第八條)

第四節 運営に関する基準 (第九條―第四十二條)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第四十三條―第四十七條)

第三章 訪問入浴介護

第一節 基本方針 (第四十八條)

第二節 人員に関する基準 (第四十九條・第五十條)

第三節 設備に関する基準 (第五十一條)

第四節 運営に関する基準 (第五十二條―第五十九條)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第六十條―第六十三條)

第四章 訪問看護

第一節 基本方針 (第六十四條)

第二節 人員に関する基準 (第六十五條・第六十六條)

第三節 設備に関する基準 (第六十七條)

第四節 運営に関する基準 (第六十八條―第七十九條)

第五章 訪問リハビリテーション

第一節 基本方針 (第八十條)

第二節 人員に関する基準 (第八十一條)

第三節 設備に関する基準 (第八十二條)

第四節 運営に関する基準 (第八十三條―第八十九條)

第六章 居宅療養管理指導

第一節 基本方針 (第九十條)

第二節 人員に関する基準 (第九十一條)

第三節 設備に関する基準 (第九十二條)

第四節 運営に関する基準 (第九十三條―第九十八條)

第七章 通所介護

第一節 基本方針 (第九十九條)

第二節 人員に関する基準 (第百條・第百一條)

第三節 設備に関する基準 (第百二條)

第四節 運営に関する基準 (第百三條―第百十三條)

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針 (第百十四條・第百十五條)

第二款 人員に関する基準 (第百十六條・第百十七條)

第三款 設備に関する基準 (第百十八條・第百十九條)

第四款 運営に関する基準 (第百二十條―第百三十一條)

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第百三十二条―第百三十五条)

第八章 通所リハビリテーション

第一節 基本方針 (第百三十六条)

第二節 人員に関する基準 (第百三十七条)

第三節 設備に関する基準 (第百三十八条)

第四節 運営に関する基準 (第百三十九条―第百四十六条)

第九章 短期入所生活介護

第一節 基本方針 (第百四十七条)

第二節 人員に関する基準 (第百四十八条・第百四十九条)

第三節 設備に関する基準 (第百五十条・第百五十一条)

第四節 運営に関する基準 (第百五十二条―第百六十八条)

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針 (第百六十九条・第百七十条)

第二款 設備に関する基準 (第百七十一条・第百七十二条)

第三款 運営に関する基準 (第百七十三条―第百八十一条)

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第百八十二条―第百八十八条)

第十章 短期入所療養介護

第一節 基本方針 (第百八十九条)

第二節 人員に関する基準 (第百九十条)

第三節 設備に関する基準 (第百九十一条)

第四節 運営に関する基準 (第百九十二条―第二百四条)

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針 (第二百五条・第二百六条)

第二款 設備に関する基準 (第二百七条)

第三款 運営に関する基準 (第二百八条―第二百十六条)

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針 (第二百十七条)

第二節 人員に関する基準 (第二百十八条・第二百十九条)

第三節 設備に関する基準 (第二百二十条)

第四節 運営に関する基準 (第二百二十一条―第二百三十七条)

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針 (第二百三十八条・第二百三十九条)

第二款 人員に関する基準 (第二百四十条・第二百四十一条)

第三款 設備に関する基準 (第二百四十二条)

第四款 運営に関する基準 (第二百四十三条―第二百四十八条)

第十二章 福祉用具貸与

第一節 基本方針 (第二百四十九条)

第二節 人員に関する基準 (第二百五十条・第二百五十一条)

第三節 設備に関する基準 (第二百五十二条)

第四節 運営に関する基準 (第二百五十三条―第二百六十三条)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第二百六十四条・第二百六十五条)

第十三章 特定福祉用具販売

第一節 基本方針 (第二百六十六条)

第二節 人員に関する基準 (第二百六十七条・第二百六十八条)

第三節 設備に関する基準 (第二百六十九条)

第四節 運営に関する基準 (第二百七十条―第二百七十六条)

第十四章 雑則 (第二百七十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法 (平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号 (法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。) 並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 二 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。) をいう。
- 三 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 四 常勤換算方法 事業所の従業者の延べ勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

3 前二項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、この条例に特段の定めがあるものを除き、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の例による。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（法第七十条第二項第一号の条例で定める者）

第四条 法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

第二章 訪問介護

第一節 基本方針

第五条 指定訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第六条 指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項の政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービスの提供に関する責任者（以下「サービス提供責任者」という。）としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定

数とする。

- 4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
- 5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十五号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第六条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第八条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第十条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対し行われていない等の場合であつて、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

い。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の利用者が法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十七条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第十八条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十九条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の居宅サービス計画に記載した文書又はこれに準ずる文書に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対し提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十二條 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第二十三條 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、訪問介護の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第二十四條 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項の訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。

二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供の方法等について、理解しやすいように説明すること。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行うこと。

四 常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言を行うこと。

(訪問介護計画の作成)

第二十五條 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた訪問介護計画を作成しなければならない。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交

付しなければならない。

5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の訪問介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十六条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第二十八条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十九条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの節(前項及びこの項を除く。)の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

二 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三 サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者等との連携を図ること。

四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

八 その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第三十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい